

進徳小学校はぐくみの会（PTA）規約

第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 この会は、進徳小学校はぐくみの会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を進徳小学校に置く。

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 この会は、会員の相互理解と協力によって、学校・家庭・地域における児童の健やかな成長を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員の教養を高め、親睦を深める活動
- 2 学校・家庭・地域間の緊密な連携を図る活動
- 3 児童の健康と福祉の増進を図る活動
- 4 学校教育環境の整備に関する活動
- 5 その他必要と認める活動

第3章 会 員

(会員)

第5条 この会の会員は、次の各項の該当者をもって構成する。

- 1 進徳小学校に在籍する児童の両親、またはこれに代わる人
- 2 進徳小学校の校長・および教職員
- 3 この会の趣旨に賛同する者で運営委員会の承認を得た人

第6条 この会の会員は、鯖江市PTA連合会、福井県PTA連合会、および日本PTA協議会の会員となる。

第4章 会 計

(経費)

第7条 この会の活動に要する経費は会費、寄附金およびその他の収入によって支弁される。

(会費)

第8条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

- 1 会費の変更については、総会の承認を得るものとする。
- 2 会費の集金業務はこれを学校で行うものとする。

(承認)

第9条 決算および予算は総会において承認を得るものとする。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監査)

第11条 会計監査は、会計年度内に1回以上行い、その結果を総会において報告するものとする。

第5章 組織及び任務

(委員・役員等)

第12条

- 1 この会には次の役員を置く。
会長1名 副会長3名以内
- 2 この会に庶務、会計を置く。
- 3 この会に2名の会計監査委員を置く。
- 4 この会の会長をつとめた人は、任期満了後顧問とすることができる。
- 5 この会に地区委員、学年委員を置く。

(委員の選出)

第13条 委員の選出は次のとおりとする。

- 1 地区委員は、所属会員の互選によって1月中に選出する。ただし、運営委員会において委員数を変更することができる。
- 2 学年委員は各学年の所属会員の互選により、2月中に2名選出する。ただし、新1年生については、4月当初に選出する。
- 3 地区委員と学年委員とは兼ねることができない。

(役員等の選出)

第14条 役員、会計監査委員、常置委員会委員長及び顧問の選出は次のとおりとする。

- 1 会長の選出については別に定める。
- 2 副会長は会長が委嘱する。
- 3 庶務、会計は会長が委嘱する。
- 4 会計監査委員、常置委員会委員長は会長が委嘱する。
- 5 顧問は、必要に応じ会長が委嘱する。

(常置委員会委員の選出)

第15条 委員は第18条4項に示す常置委員会のいずれかに所属するものとし、その所属は会長がこれを委嘱する。常置委員会には教職員（若干名）を加える。

(任期)

第16条 委員及び役員等の任期は1年とし、4月1日に就任する。ただし再任を妨げない。

(委員・役員等の任務)

第17条 委員・役員等の任務は次のとおりとする。

- 1 委員会の運営、行事等の審議及び執行に当たる。
- 2 役員 (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
(2) 会長は、総会及び運営委員会を招集し、会議の議長となる。
(3) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
(4) 庶務は本会の庶務を掌る。
(5) 会計は本会のいっさいの会計事務を処理する。
- 3 会計監査委員 この会の会計事務の監理に当たる。
- 4 顧問 本会の重要案件について、意見の調整・施策の提供に当たる。

第6章 会議機関及び業務

(会議機関及び業務)

第18条 本会の会議機関及びその業務は次のとおりとする。

- 1 総会 (1) 全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であり、毎年1回、年度初めに開催する。ただし、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
(2) 総会においては、役員等の報告、前年度の活動・決算および本年度の活動・予算、規約の改正、その他重要事項の審議を行う。
(3) 総会の定足数は会員数の5分の1以上とし、議事は出席者の過半数の同意を得て決議する。
- 2 運営委員会 (1) 役員、常置委員会の委員長、校長、教頭、庶務、会計及び臨時委員会のある場合はその委員長をもって構成する。
(2) 運営委員会においては、本会運営の基本に関わる諸問題、常置委員会企画の行事計画・運営、総会提出議案、その他必要な事項についての審議を行う。
(3) 会長が必要と認めたとき、構成員の4分の1以上の要求があり、2分の1以上の出席があったとき開催する。
- 3 委員総会 (1) 役員、委員及び教職員で構成し、会長が必要と認めたとき、または、学校や多数の委員の要請で開催され、本会の企画運営、新年度役員等の承認、その他全般的な事項について審議し、その執行に当たる。
- 4 常置委員会 (1) この会の活動に関して調査・研究・立案を行うために、常置委員会として総務広報委員会・地域環境委員会・会員研修委員会・子育て委員会を置く。
(2) 各委員会は委員長が必要と認め、所属委員の2分の1以上の出席があったとき開催する。
(3) 各委員会の構成と業務は次のとおりとする。
①総務広報委員会
学校・家庭・地域間の緊密な連携を図る活動を行う。
②地域環境委員会
地域の教育環境の整備並びに児童の安全教育に関する活動を行う。
③会員研修委員会
会員の教養を高め、親睦を深める活動を行う。
④子育て委員会
児童の健康と福祉の増進を図る活動を行う。
- 5 臨時委員会 (1) 必要と認めるときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の構成は常置委員会に準じて行うが、細部は運営委員会が決定する。
(2) 臨時委員会の設立は、運営委員会において決定し、総会に報告する。

第7章 規約の改正

第19条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は総会の開催以前に全員に知らせておかなければならない。

(附則) この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

平成元年	5月 1日	一部改正
平成2年	12月 19日	一部改正
平成3年	3月 4日	一部改正
平成3年	12月 19日	一部改正
平成6年	3月 日	一部改正
平成7年	3月 7日	一部改正
平成13年	11月 28日	全面改正
平成16年	4月 13日	一部改正
平成17年	5月 9日	一部改正
平成21年	5月 1日	一部改正
平成27年	4月 24日	一部改正